

令和元年度 市町決算の概要

1 決算規模

令和元年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに過去最大の規模となった。

歳入においては、県税交付金、繰入金等は減少したものの、地方税、国庫支出金、地方特例交付金、地方債等が増加したことにより、前年度比196億2百万円の増(+3.3%)となった。

歳出においては、公債費、人件費等の義務的経費は減少したものの、積立金や扶助費、普通建設事業費等が増加したことにより、前年度比163億39百万円の増(+2.8%)となった。

令和元年度の県内市町の普通会計決算額は、

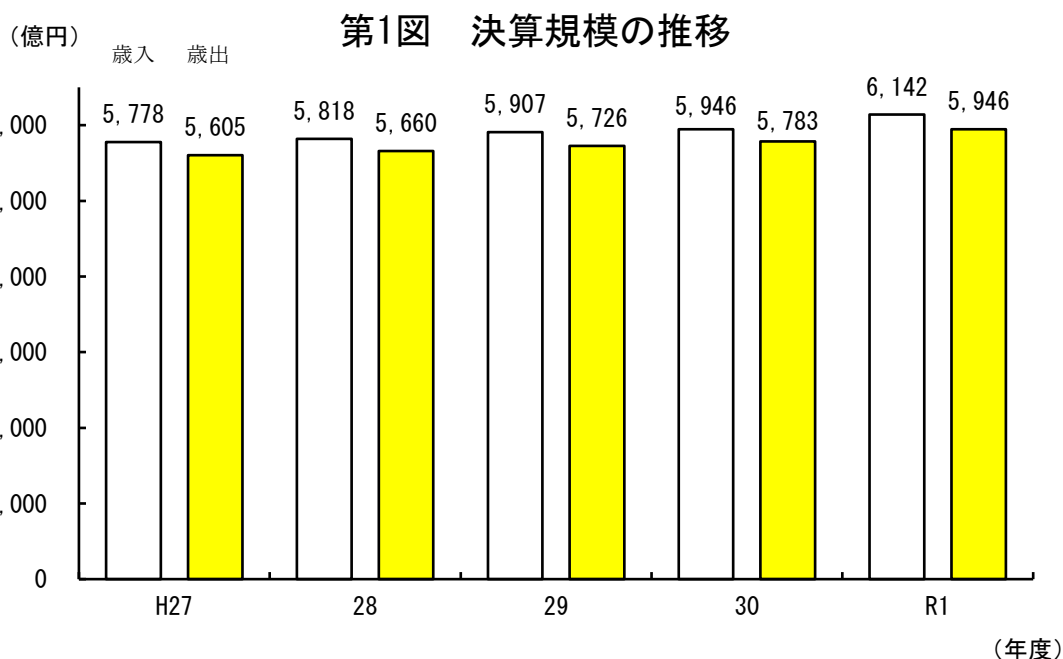
歳入 6,141億66百万円(前年度5,945億65百万円)

歳出 5,946億8百万円(前年度5,782億69百万円)

であり、前年度に比べると、歳入が196億2百万円(対前年度比3.3%増)増加、歳出が163億39百万円(同2.8%増)増加した。団体区分別にみると、歳入が都市で3.6%増、町で1.5%減、歳出が都市で3.1%増、町で0.9%減となっている。

歳入の増加については、地方消費税交付金等の減少により県税交付金が、財政調整基金取り崩し等の減少により繰入金が増加した一方で、個人市町民税、固定資産税の増加により地方税が、幼児教育・保育の無償化等に伴い、地方特例交付金や国庫支出金が増加したことなどによるものである。

歳出の増加については、地方債の繰上償還の減少等により公債費が減少した一方で、幼児教育・保育の無償化、保育所新設に伴う保育事業の増加および障害者自立支援事業の増加等により扶助費が、特定目的基金への積立の増加等により積立金が増加したことなどによるものである。



2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が37年連続で黒字を計上している。なお、単年度収支については黒字に転じた。

実質単年度収支は、財政調整基金の積立金が増加し、取崩額が減少したことにより、前年度より黒字幅が増加した。

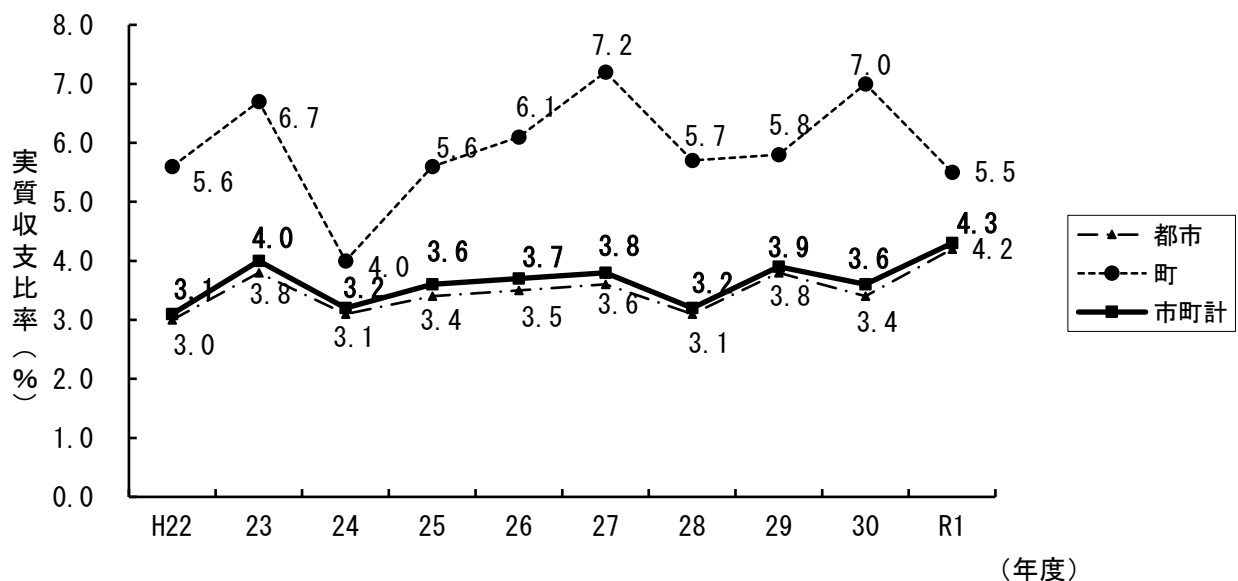
(1) 実質収支

令和元年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、195億58百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源51億96百万円を控除した実質収支は、143億62百万円の黒字となっている。

実質収支は、前年度（122億22百万円）に比べ21億40百万円増加しており、昭和58年度以降37年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が4.2%、町が5.5%で、市町全体では4.3%（前年度3.6%）となっている。

第2図 実質収支比率の推移



(2) 単年度収支

単年度収支（当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、都市は黒字となった一方、町で赤字となり、県計では21億40百万円の黒字となった。

また、赤字の団体数は、19団体中8団体（4市4町）となっている。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市は黒字、町で赤字となり、県計では81億17百万円の黒字となっている。

3 歳 入

令和元年度の歳入決算額は、6,141億66百万円で、前年度に比べ196億2百万円、3.3%増加している。

これは、地方消費税交付金等の減少により県税交付金が前年度比20億64百万円、7.0%減少、繰入金が前年度比27億93百万円、14.3%減少した一方、個人市町民税、固定資産税の増加により地方税が前年度比34億93百万円、1.6%増加、地方特例交付金等が前年度比37億20百万円、296.4%増加、国庫支出金が前年度比44億30百万円、5.6%増加したことなどによる。

なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比1.0ポイント減の56.7%となった。

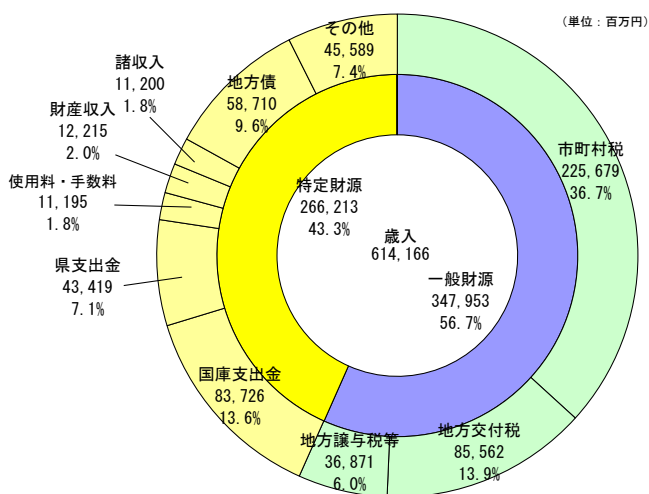
(1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,256億79百万円（歳入総額に占める構成比36.7%）、地方交付税：855億62百万円（同13.9%）、国庫支出金：837億26百万円（同13.6%）、地方債：587億10百万円（同9.6%）が主なものである。

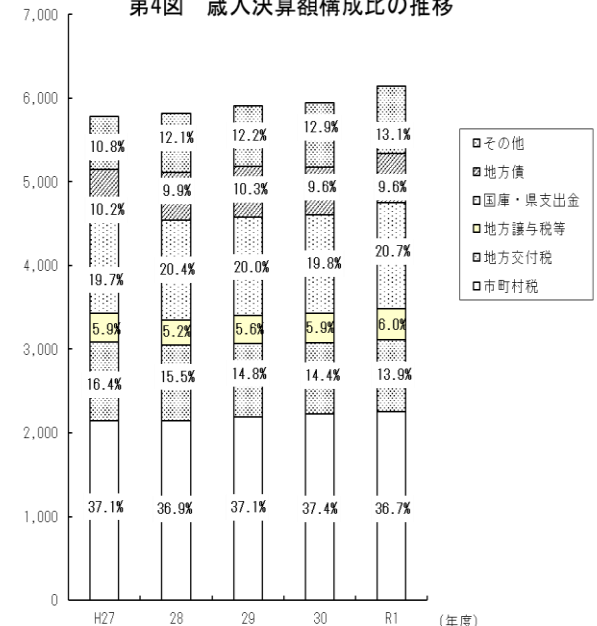
団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位3科目をみると、都市においては、市町村税：36.6%（前年度37.4%）、国庫支出金：14.0%（同13.6%）、地方交付税：13.6%（同14.0%）に対し、町においては、市町村税：38.5%（同36.8%）、地方交付税：18.9%（同19.8%）、国庫支出金：8.8%（同9.2%）となっており、都市において市町村税の占める割合が町より1.9ポイント低く、また国庫支出金の占める割合が5.2ポイント高くなっているなど、今年度においては、都市は町より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,479億53百万円で、前年度に比べ50億70百万円、1.5%増加しており、歳入総額に占める構成比は、56.7%と前年度（57.7%）から1.0ポイント減少した。

第3図 歳入の状況



第4図 歳入決算額構成比の推移



(2) 歳入項目別の状況

市町村税は、個人市町民税や固定資産税の増加により、前年度比1.6%増、34億93百万円の増加となった。

幼児教育・保育の無償化等により、地方特例交付金等が前年度比296.4%増、37億20百万円の増加、国庫支出金が前年度比5.6%増、44億30百万円の増加となった。

県税交付金は、地方消費税交付金等の減少により、前年度比7.0%減、20億64百万円の減少となった。

繰入金は、財政調整基金取崩等の減により、前年度比14.3%減、27億93百万円の減少となった。

地方債は、学校給食施設等の大型施設整備の増加等により、前年度比3.1%増、17億45百万円の増加となった。なお、臨時財政対策債は前年度比16.7%減の162億88百万円であった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比0.5ポイント減少し49.8%となった。この主な要因は、市町村税等の増加を国庫・県支出金や地方債の増加が上回ったことによるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	令和元年度		平成 30 年度		比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自 主 財 源	305,878	49.8	298,873	50.3	7,006	2.3
市 町 村 税	225,679	36.7	222,186	37.4	3,493	1.6
諸 収 入	11,200	1.8	11,852	2.0	▲ 652	▲ 5.5
使用料・手数料	11,195	1.8	12,748	2.1	▲ 1,553	▲ 12.2
そ の 他	57,804	9.4	52,087	8.8	5,717	11.0
依 存 財 源	308,288	50.2	295,692	49.7	12,596	4.3
地 方 交 付 税	85,562	13.9	85,722	14.4	▲ 160	▲ 0.2
国庫・県支出金	127,145	20.7	117,860	19.8	9,285	7.9
地 方 債	58,710	9.6	59,965	9.6	1,745	3.1
そ の 他	36,871	6.0	35,144	5.9	1,727	4.9
合 計	614,166	100.0	594,565	100.0	19,602	3.3

4 歳 出

令和元年度の歳出決算額は、5,946億8百万円で、前年度に比べ163億39百万円、2.8%増加している。

目的別構成比では、民生費が全体の3分の1超(36.4%)を占めており、教育費(14.3%)、総務費(12.8%)、衛生費(9.9%)、公債費(9.5%)がこれに続いている。

性質別では、「義務的経費」が、公債費の減等により前年度比0.3%減、2,729億37百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の増により、前年度比3.9%増の822億5百万円となった。

(1) 目的別歳出の状況

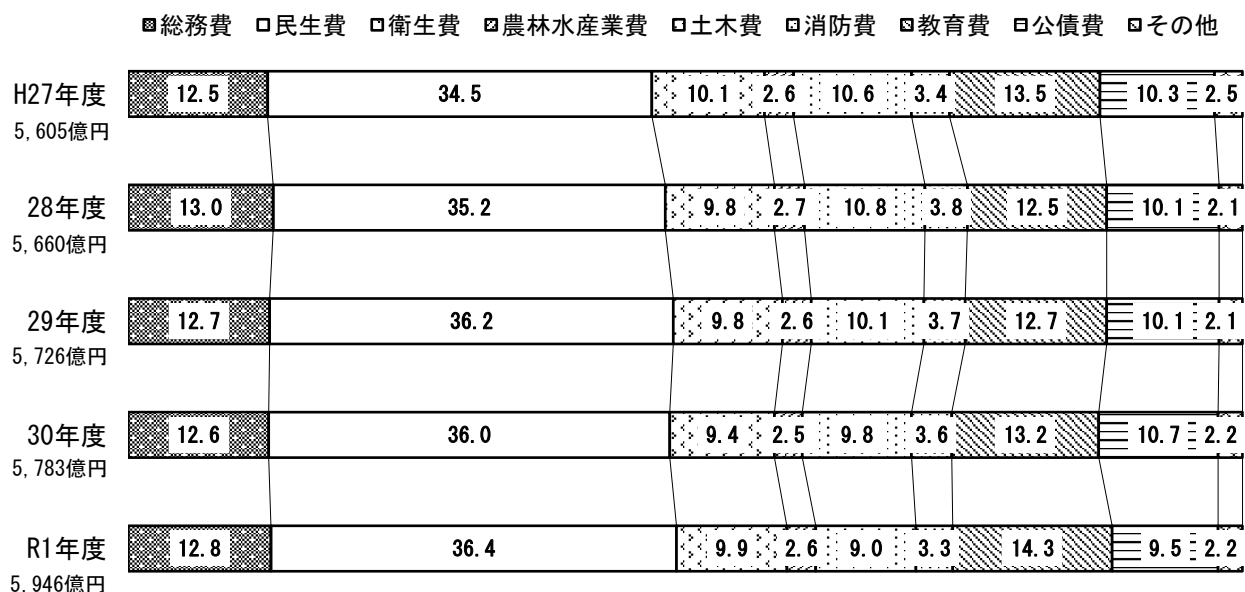
歳出総額に占める構成比は、民生費(歳出総額に占める構成比36.4%)が最も高く、教育費(同14.3%)、総務費(同12.8%)、衛生費(同9.9%)、公債費(同9.5%)と続いている。民生費は平成14年度以降18年連続で最も高い構成比となっており、9年連続で30%を上回っている。

決算額の前年度比では、民生費は、幼児教育・保育の無償化や保育所等の施設整備による保育事業の増加や障害者自立支援事業等の増加等により、前年度比80億57百万円の増となった。教育費は、学校給食施設等の大型施設整備の増加等により前年度比88億円10百万円の増、総務費は、庁舎整備事業等の増加等により前年度比31億31百万円の増、衛生費は、公立病院への運営負担金の増加等により前年度比46億57百万円の増となった。また、公債費は、地方債の繰上償還の減少等により、前年度比51億53百万円の減となった。

10年前(平成21年度)の決算額と比較すると、決算額全体が13%の増となる中、民生費は60%増、衛生費は27%増となっており、一方で総務費は23%減となっている。

第5図 目的別歳出決算額構成比の推移

(単位：%)



(2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,729 億 37 百万円（歳出総額に占める構成比 45.9%）、投資的経費 822 億 5 百万円（同 13.8%）、一般行政経費 1,609 億 71 百万円（同 27.1%）となっている。

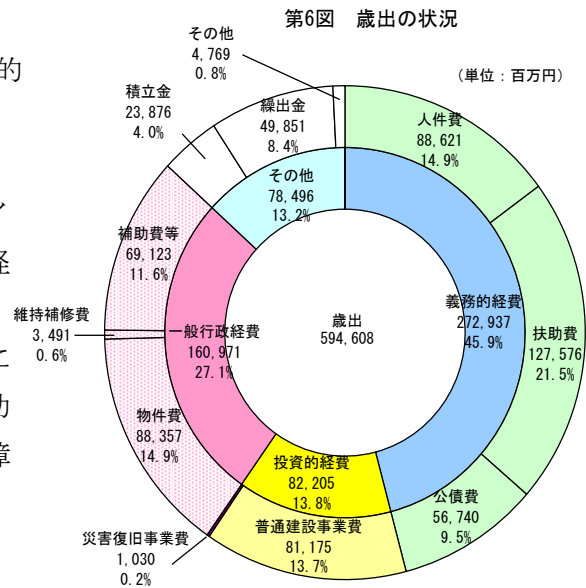
前年度と比べると、義務的経費の割合は 1.4 ポイント減、投資的経費が 0.1 ポイント増、一般行政経費が 0.1 ポイント増となっている。

義務的経費のうち、人件費は、退職金の減少等により、前年度に比べ 1.0% の減となった。また、扶助費は、生活保護費の減少はあるものの保育事業や障害者自立支援事業等の増加により、前年度に比べ 4.3% の増となった。

投資的経費のうち、普通建設事業費は、学校給食施設等の大型施設整備の増加等により、前年度に比べ 5.1% の増となった。

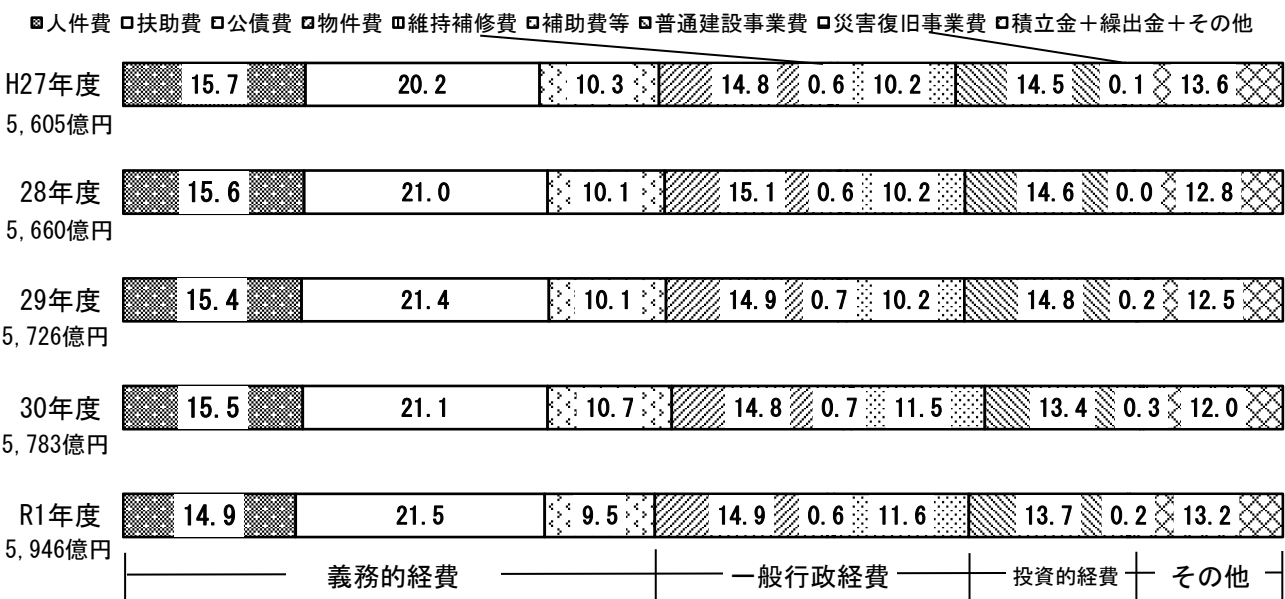
一般行政経費については、プレミアム商品券発行事業の実施により物件費が、公立病院への運営負担金の増加等により補助費等が増加したことにより、前年度と比べて 3.3% の増となった。

また、10 年前（平成 21 年度）の決算額と比較すると、決算額全体が 13% の増となる中、義務的経費は 17% の増となっている。内訳としては、人件費は 4% 減となっているものの、扶助費は社会福祉関係経費の増等により 83% の大幅増となっている。また、投資的経費は 35% の増となっている。



第7図 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位：%)



5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分子である経常的経費充当一般財源が物件費や扶助費等の増等により増加したものの、分母である経常一般財源等が地方税や地方特例交付金等の増等により増加した結果、91.3%（都市91.3%、町91.2%）と前年度より0.2ポイント低下した。

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

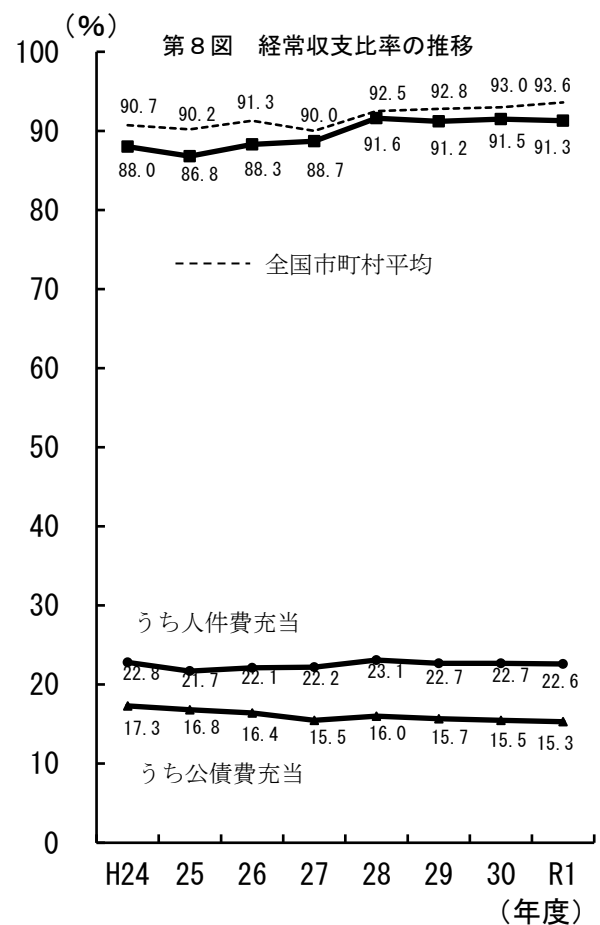
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

令和元年度の経常収支比率は、分子である経常的経費充当一般財源が物件費や扶助費等の増等により増加したものの、分母である経常一般財源等が地方税や地方特例交付金等の増等により増加したことから、前年度の91.5%に比べて0.2ポイント低下し、91.3%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は22.6%で、前年度に比べ0.1ポイントの低下、公債費に充当されたものの比率は15.3%で、前年度に比べ0.2ポイントの低下となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は13団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、10団体において比率が上昇、7団体において低下した。



経常収支比率の段階別団体分布

年度	率	~70	70~75	75~80	80~85	85~90	90~95	95~100	100~
H27		0	0	0	4	9	5	0	1
H28		0	0	0	1	4	12	2	0
H29		0	0	1	0	2	13	3	0
H30		0	0	0	1	7	8	3	0
R1		0	0	0	1	5	10	3	0

6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、いずれも増加したことにより、全体としては、前年度比1.5%増加し、6,019億90百万円となった。

地方債現在高は、旧合併特例事業債の現在高の増等により、前年度比0.9%増加した。

また、積立金現在高は、減債基金が減少したものの、財政調整基金およびその他特定目的基金は増加したため、総額では前年度比4.6%の増加となり、4年ぶりの増加となった。

(1) 地方債現在高の状況

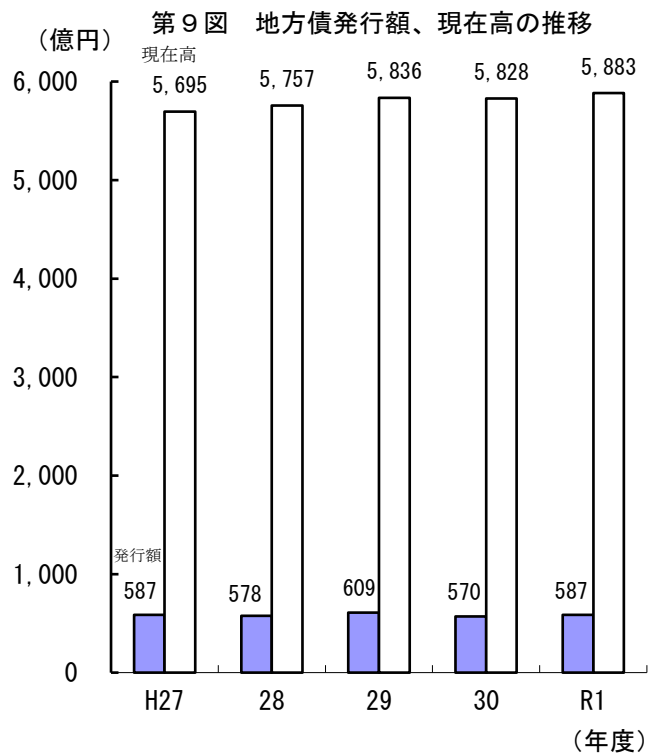
令和元年度末の地方債現在高は、5,883億24百万円であり、臨時財政対策債の現在高は減となったものの、旧合併特例事業債の増等により、前年度末(5,828億19百万円)に比べると55億5百万円増加した。

地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合は前年度より減少し、2,466億72百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、414,036円(前年度410,413円)となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債(41.9%)、一般単独事業債(32.0%)、学校教育施設等整備事業債(8.1%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(28.4%)、市中銀行(36.4%)、地方公共団体金融機構資金(14.2%)、旧郵政公社資金(2.0%)等となっている。



(2) 積立金現在高の状況

令和元年度末の基金残高は、1,930億18百万円であり、前年度末(1,845億54百万円)に比べると84億64百万円増加し、4年ぶりの増加となった。

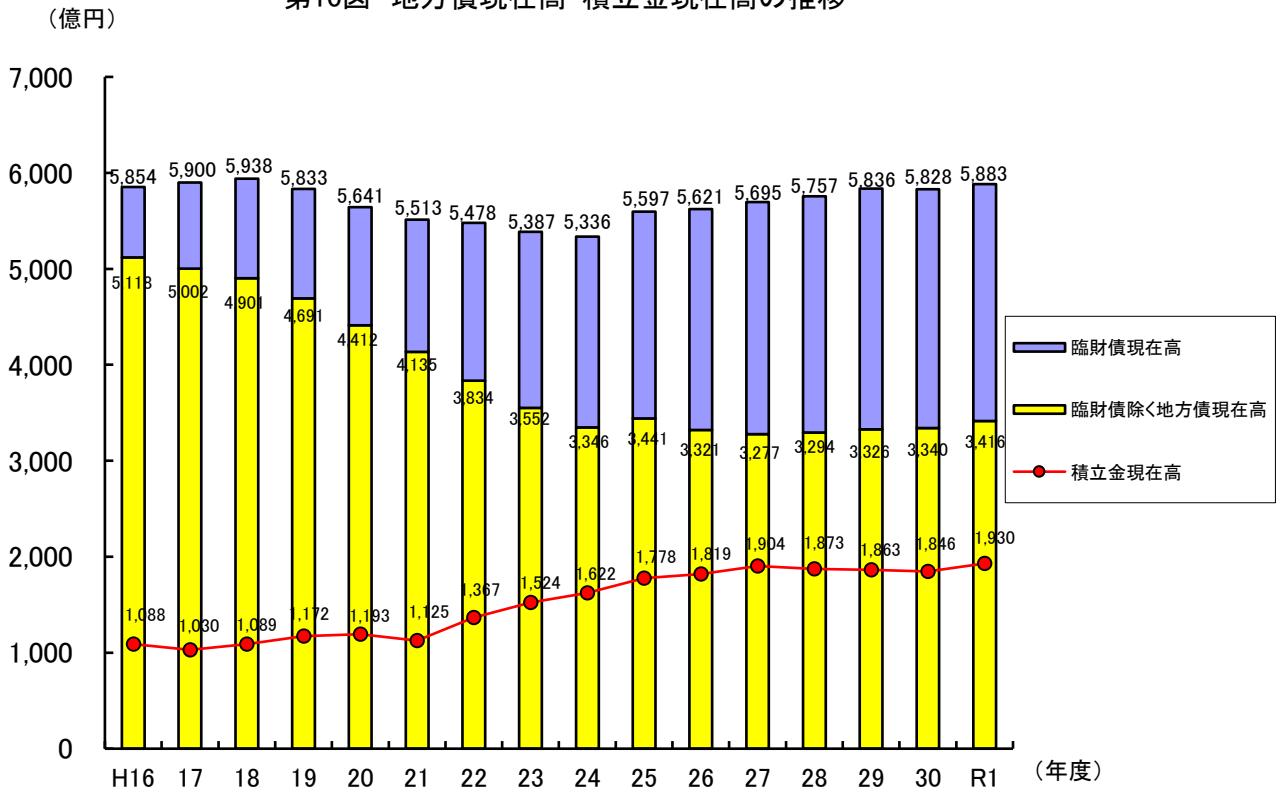
基金別の内訳でみると、財政調整基金(現在高550億66百万円)は前年度末に比べて33億98百万円の増加、減債基金(現在高306億85百万円)は13億52百万円の減少、その他特定目的基金(現在高1,072億68百万円)は公共施設等の整備のための基金への積立や取崩し、ふるさと納税を財源とする積立等により64億18百万円の増加となった。

(3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

令和元年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、2,066億85百万円であり、前年度末(1,947億73百万円)に比べると、119億11百万円増加している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、6,019億90百万円となり、前年度（5,930億38百万円）から89億52百万円、1.5%増加した。

第10図 地方債現在高・積立金現在高の推移



7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が生じた市町はない。全国においても連結実質赤字が生じている団体はなし。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では連結実質赤字が生じた市町はない。全国においても連結実質赤字が生じている団体はなし。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、5.9%（都市 5.8%、町 6.8%）となり、前年度に比べて 0.2 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（平成 29 年度から令和元年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債

費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において18%以上の団体はない。
早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。
県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多いため、数値なし。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。（地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多い場合、将来負担比率は算定されない。）

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国において早期健全化基準以上の団体は1団体となっている。

(5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成20年度決算から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。
なお、令和元年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| ・実質赤字比率 | 0団体（0団体） | ・連結実質赤字比率 | 0団体（0団体） |
| ・実質公債費比率 | 1団体（1団体） | ・将来負担比率 | 1団体 |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。